

広報広聴課長 様

防災危機管理課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県地震被害想定調査検討委員会		
事務局（担当課）	県民環境部 防災局 防災危機管理課 南海トラフ対策グループ （担当）井口 貴博 （内線）3451		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県地震被害想定調査検討委員会設置要綱		
設 置 年 月 日	令和 6 年 8 月 23 日		
審議会・検討会等の内容	「愛媛県地震被害想定調査」の調査推進に関すること		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 6 年 9 月 2 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非 公 開 と す る 具 体 的 理 由	非公開規定	
・地震被害想定調査の調査内容について	本委員会では、南海トラフ地震などの本県における最大クラスの地震発生に伴う被害想定について議論をするものであり、その内容が精査されずに公表されることにより、県民等の不安を煽ることとなり、避難行動や日用品の買い占めを誘引する等、県民の生活行動に多大な影響を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	(1) -5	
摘 要			
		報 告 日	令和 6 年 9 月 2 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。